

もしものとき
生活を守る国民年金
障害基礎年金と
遺族基礎年金

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

●障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が一級のとかが99万1000円（平成22年度価格・年額・以下同じ）、それより軽い程度の二級のとかが79万2、100円です。また、障害基礎年金には子（生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で一級・二級の障害の状態にある子・以下同じ）の加算額があり、その額は2人目までは1人について22万7、900円、3人目以降は1人について7万5、900円です。

●遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が1人の妻に支給さ

れるときが102万円、1人の子だけに支給されるときが79万2、100円です。また、子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

●年金受給のための条件

これらの年金を受けるためには、障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

また、「3分の2要件」を満たせず、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、その月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

障害基礎年金と遺族基礎年金の詳細については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

●平年金事務所

〒0246-2356 11
*日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

カラ期間に
ご注意ください

近ごろ、「老齢基礎年金を受けるのに加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話をよく耳に

します。老齢基礎年金を受けるためには、公的年金制度の保険料を納めた期間と、国民年金の保険料を免除された期間の合計が25年以上であることが必要なのですが、ここで「カラ期間」を生かすことが大切になってきます。

●カラ期間とは

このカラ期間は、前記の25年の資格期間に算入されますが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なものは、原則、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった次の人の期間などとなっています。①昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者、②平成3年3月までの学生、③海外在住の日本人。また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

●本人の申出が必要です

ただし、これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されておらず、原則として、ご本人の申出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、年金事務所の担当窓口にご相談ください。

第60回福島県
統計グラフィコンクール
作品募集

県では、統計に興味と親しみをもっていただくため、「第60回福島県統計グラフィコンクール」の作品を募集しています。

●募集作品

観察記録や既存データなどの手描きまたはパソコンでグラフィにしたポスター

●テーマ

自由
72・8cm×51・5cm
(B2判)

●応募資格

小学生以上

●募集期限

9月3日(金)必着

●応募・問い合わせ先

〒960-8670 (住所記載不要)
県庁企画調整部統計分析課
024-521-7143

テクノセミナー案内

県立テクノアカデミー浜では地域産業界で活躍される皆さんの技能向上を図るためセミナーを開講します。在職中または就職を希望し技能向上を目指す方はお気軽にご参加ください。

●申込方法

当校の受講申込書に必要事項を記入のうえ、申込みください。(F

コース名	日数	予定時期時間	定員	締切	受講料等	
JW-CAD基礎	5	9月21日 ～ 9月30日	15	8月31日	受講料 テキスト	3,100円 3,360円
パソコンワープロ (Wordの基礎) =夏期教室=	8	8月2日 ～ 8月11日	16	7月12日	受講料 テキスト	5,500円 2,100円
パソコン表計算 (Excelの応用)	10	8月23日 ～ 9月13日	16	8月2日	受講料 テキスト	5,500円 2,100円
環境法規制の理解 (産業廃棄物処理法)	2	9月14日 ～ 9月15日	16	8月24日	受講料 テキスト	3,100円 2,100円

AX、郵送可)
※詳しい開催日・講習概要については、セミナー担当にお問い合わせください。
〒0244-2611 555
0244-2611 550

町政の声を
知っての声を

町では、町民の皆さんと行政の協働による「まちづくり」を推進するため、町政に対するご意見、ご提案などの「町民の声」を募集します。皆さんから寄せられた「町民の声」は、貴重なご意見・ご提案として今後の行政運営に反映したいと考えています。

●提出方法

- ①郵便 ②ファクシミリ
 - ③電子メール ④直接持参
- ③様式 書式は定めてありませんが、任意様式でも結構です。用紙は役場2階企画グループに備えてありますのでご利用ください。なお、提出者は住所および氏名を必ず明記してください。

●回答

内容にもよりますが、速やかに回答いたします。なお、回答処理に2週間以上の時間を要する場合は、提出者に「回答遅延通知書」により通知いたします。

●公表

お寄せいただいた意見、提案等は町ホームページおよび「広報ひろの」で公表します。ただし、提出者の住所および氏名は公表しません。

●提出先およびお問い合わせ先

〒979-0402 広野町大字下北
迫字苗代替35番地
広野町役場総務課企画グループ
「町民の声」担当宛
027-2114 (直通)
027-4167
Email: kikaku@town.hirono.fukushima.jp
URL: <http://www.town.hirono.fukushima.jp>

You might know that on July 4th, Americans celebrate Independence Day, in honor of the birth of the United States.

みなさんは、アメリカ合衆国の誕生を記念して、アメリカ人が独立記念日をお祝いする7月4日をご存じのことと思います。

But did you know Canada celebrates a similar holiday in July? July 1st is Canada Day, when several different colonies and provinces united to become Canada.

しかし、カナダでも、7月に同じような国民の休日があることを知っていましたか? 7月1日はカナダの日と定められています。その日は、いくつかの異なる植民地や地方がカナダとして統合された日です。

The holiday is called "Canada's Birthday" and is celebrated all over the country and the

アリアンの英話
ワンポイント会
July 7月

英語指導助手のアリアンさんは広野在住で、小中学生の英語指導や公民館での英語教室を行っています。



world. There are fireworks, barbecues, and outdoor concerts. All in all, if it's early July and you feel like going to a patriotic party, North America is a good place to be.

その休日は、「カナダの誕生日」と呼ばれ、カナダ中や世界中でお祝いされます。花火が打ち上げられ、バーベキューをしたり、野外コンサートを開いたりします。

きっとあなたが北アメリカにいたら、7月上旬頃になると国民的なパーティーが開催されている場所へ行きたくなくなるはずですよ。

金融庁・消費者庁からのお知らせです

貸金業法が
大きく変わります!

平成22年6月18日に改正法が施行され、

- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- 借入れの際、基本的に、**年収を証明する書類**が必要となります。年収を証明する書類がないと、**借りられなくなる**ことがあります。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内します。

消費者ホットライン(消費生活相談窓口) 0570-064-370
金融庁・金融サービス利用者相談室 0570-016-811・03-5251-6811

また、カラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は、60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。この場合の保険料の額は、一般の第一号被保険者と同様、平成22年度は月額1万5100円となっています。ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、「ご注意ください」。

よる「ねんきんダイヤル(0570-051165)」を利用することもできます。これを利用すると、一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料のみで利用できます。

●平年金事務所
0246-2356 11
*日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>